

## F Xダイレクト取引規定(法人コース用)

### 第1条(本規定の適用等)

F Xダイレクト取引規定(法人コース用)(以下、「本規定」といいます)は、お客さまがセントラル短資F X株式会社(以下、「当社」といいます)との間のインターネットを利用した、あるいは電話による指示にて行うF Xダイレクト(以下、「本商品」といいます)の取引に関するお客さまと当社との取り決めです。お客さまが、当社と本商品のお取引をいただくにあたり、店頭外国為替証拠金取引約款(以下、「約款」といいます)への追加条項として、本規定の各条項にご同意いただくものといたします。

### 第2条(F Xダイレクト商品の定義)

1. 本商品は別途「取引要綱」に定める取扱通貨ペアを同要綱に定める証拠金率により取引できることとし、最終決済方法は、「約款第2条」に定める「差金決済」または「受渡決済」によることとします。
2. 最終決済指定の締切時限は、約款第2条第1項第2号に定めるところに従います。

### 第3条(ロールオーバー損益の清算)

1. 約款第3条に規定のロールオーバー取引の約定は、当初取引、あるいは、これに続き約定されたロールオーバー取引により更新された決済日の前営業日(米ドル/加ドルは、当日)に行うものとし、当該取引の結果生じたスワップ損益(ロールオーバー損益)は、その約定日にお客さまの取引口座への入出金記帳により清算するものといたします。
2. 前項の営業日は、ロールオーバー取引の対象となる通貨ペアの決済場所での銀行休日および米国東部の銀行休日を勘案し決定されますが、これらの銀行休日は変更となる場合もあり、かかる場合には、ロールオーバー取引の約定日も変更されることがあります。

### 第4条(注文受付時間)

1. お取引は、当社が「取引要綱」に定める各営業日の注文受付時間内といたします。
2. 当社は、政治・経済情勢や市場慣行等の変化に伴い注文受付時間を変更できるものといたします。

### 第5条(取引数量)

1. お客さまが、一度に発注できる取引数量は、「取引要綱」に定める最大注文可能金額とします。
2. 取引数量は「取引要綱」に定める取引単位の整数倍単位とします。
3. 新規注文に必要な証拠金は、「取引要綱」で規定する証拠金率より算定される金額とします。

### 第6条(ポジションの保有制限)

本商品の取引により生じた未決済ポジションの円換算合計額は、別途「取引要綱」に規定する「ポジションの保有制限」の限度額以内の額といたします。

### 第7条(証拠金の受入・支払)

お客さまが本取引を行うに当り必要な証拠金の取扱いについては、約款第8条第1項第4号及び第5

号で定める送金振込みによる通貨の受払いの他、当社に開設している他商品のお取引口座の残高からの振替により、本商品のお取引口座へ受払いができるものとします。

#### 第 8 条(店頭外国為替証拠金取引顧客報告書)

本商品の店頭外国為替証拠金取引顧客報告書には、約定した取引内容、手数料等の諸費用、未決済のポジション、実現損益、未実現損益、お客さまが預託する現金の額、必要証拠金額、超過取引証拠金額ならびに口座清算価値等が記載されるものといたします。ただし、約款第 11 条第 3 項に従い、当社の裁量により記載内容の変更は適宜行えることとします。

#### 第 9 条(取引規定の変更通知)

本規定に重要な変更がある場合は、当社は約款第 28 条に準じその内容をお客さまに事前通知します。

#### 第 10 条(遅延損害金の料率)

約款第 21 条に定める遅延損害金の料率は 14.6%とします。

#### 第 11 条(異議申し立て)

本規定の条項について、当社から諾否の回答期限を定めて合理的な変更の申し入れをした場合において、お客さまから所定の期間中に異議の申出がなかったときは、当社は、お客さまがその変更に同意いただいたものとみなします。

#### 第 12 条(必要書類の提出)

本商品の継続した取引を行うにあたって、当社から必要書類（商業登記簿謄本等）の提出を求める場合があり、お客さまはこれに従うものとします。

発効日 2010 年 07 月 26 日

改定日 2012 年 04 月 02 日